

令和7年 第4回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年4月5日（金） 午後2時00分～午後2時52分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員（32名）

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫		28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員（2名）

19番 伊藤正覚 27番 大橋 功

5 議事日程

（1）会議録署名委員の指名

（2）報告第1号 専決処分の報告について

（3）報告第2号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

（4）議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

（5）議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

（6）議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

（7）議案第14号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について

（8）議案第15号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

（9）議案第16号 令和7年度 最適化活動の目標の設定等について

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、総括課長補佐兼農地係長 古川、会計年度任用職員 白木

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 伊藤課長補佐

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

9 番 牧野友彦 12 番 伊藤幸弘

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。19番 伊藤委員、27番 大橋委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は34名中32名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和7年 第4回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、9番 牧野友彦委員、12番 伊藤幸弘委員を指名しますので、よろしくお願いします。

続きまして、日程第2 報告第1号 専決処分の報告について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

1 ページをご覧ください。

報告第1号 専決処分の報告について

海津市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、第3条の規定によりこれを報告する。令和7年4月4日提出 海津市農業委員会会長 神田春夫。

農業委員会事務局職員の任免を令和7年4月1日、次のとおり専決処分した。

離任者 農地係長 川崎 晴弘、着任者 総括課長補佐兼農地係長 古川 英一。

4月1日付けの海津市職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の任免について専決処分しましたので報告するものです。

◎議 長

ただ今の報告ですが、異動のあった職員に対し、私の方から辞令書を交付しておりますので、併せて報告させていただきます。以上で報告第1号を終わります。

続きまして、日程第3 報告第2号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

2ページをご覧ください。

報告第2号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
農地法3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和7年4月4日提出 海津市農業委員長 神田春夫

3ページをご覧ください。14件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

3ページを皆さんご覧ください。以上で報告第2号を終わります。

続きまして、日程第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

4ページをご覧ください。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年4月4日提出 海津市農業委員長 神田春夫。

所有権移転案件3件になります。受付番号35番

海津町草場字小草場●●●●番、田、1,987㎡。

譲渡人、競売。 譲受人、養老郡養老町、株式会社 ●●●●。申請事由：農業経営拡大

なお、この案件は、農地法3条第1項目的の買受適格証明願いが出されていた案件で、2月5日の農業委員会総会にて審議され、買受適格証明の交付要件を満たすものとして、また、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き許可することを決定されております。入札により買受申出人となったことから、申請されたものです。

受付番号36番 海津町福江字本郷●●●●番 外2筆、田畑合計、2,657㎡。

譲渡人、三重県四日市市、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

受付番号 37 番 海津町札野字一番縄●●●●番、田、現況畑、370㎡。

譲渡人、東京都板橋区、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：新規就農。
別記 3 審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号 35 番の案件について、9 番 牧野委員お願いします。

◎9 番 牧野委員

受付番号 35 番の案件について、譲受人は、担い手として農業経営を拡大するため競売にて権利を取得されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号 36 番の案件について、18 番 諏訪委員お願いします。

◎18 番 諏訪委員

受付番号 36 番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、相続により取得されましたが、遠方であることから営農縮小を図り、譲受人は、住居に近く経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号 37 番の案件について、20 番 岡田委員お願いします。

◎20 番 岡田委員

受付番号 37 番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、遠方に引っ越しされ管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、住居に近く耕作に適していることから売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第5 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

5ページをご覧ください。

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年4月4日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号38番

海津町成戸字立柿●●●●番、畑、現況 宅地、298㎡。申請人：海津町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅 車庫・倉庫。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。既に住宅地として利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号38番を、31番 大橋委員お願いします。

◎31番 大橋委員

受付番号38番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅の車庫・倉庫です。

申請人は、令和2年に申請地を相続されましたが、昭和52年より西側住宅地と一体利用しており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第6 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、と関連がありますので、日程第7 議案第14号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、を併せて議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

6ページをご覧ください。

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年4月4日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

所有権移転案件 8件です。

受付番号39番 海津町福岡字佐武●●●●番、田 現況雑種地 439㎡。

譲渡人：大垣市、●●●●。譲受人：三重県桑名市、●●●●。

転用目的：一般個人住宅

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に海津小学校、高須歯科がある第3種農地で、すでに造成されている案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

なお、この案件は議案第14号と関連しますので、併せて説明させていただきます。

8ページをご覧下さい。

議案第14号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について
農地転用許可後の事業計画変更の承認申請があったので意見を求める。

令和7年4月4日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

受付番号47番、土地の表示などは、先ほどの説明のとおりです。譲渡者は、令和4年7月27日に、一般個人住宅として転用許可を得ておりますが、諸般の事情により断

念され、承継人が住宅を建設されるものです。

6 ページをご覧ください。

受付番号40番

海津町高須町字武士小路●●●●番3 外1筆、畑、計813㎡。

譲渡人：海津町、●●●●。譲受人：中津川市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連単する第3種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号41番

海津町高須町字武士小路●●●●番、畑、249㎡。

譲渡人：海津町、●●●●。譲受人：愛知県あま市、株式会社 ●●●●。

転用目的、農地区分、被害防除は、受付番号40番と同じです。

受付番号42番

海津町高須町字城跡●●●●番 外1筆、畑、計893㎡。

譲渡人：海津町、●●●● 外1名。譲受人：東京都練馬区、●●●● 株式会社。

転用目的：分譲住宅。

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に海津小学校、高須歯科がある第3種農地で、被害防除では、境界にコンクリートブロックを施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号43番

南濃町津屋字広畑●●●●番、畑、839㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：南濃町、株式会社 ●●●●。

転用目的：建設業 資材置場。

この案件の農地区分は、概ね500m以内に美濃津屋駅がある第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで利用されるため、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号44番

南濃町津屋字正蓮寺●●●●番 外1筆、畑、計1,192㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号45番

南濃町駒野字腰越●●●●番、田、864㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：名古屋市東区、●●●● 株式会社。

転用目的、農地区分などは、受付番号44番と同じです。

受付番号46番

南濃町上野河戸字四ツ辻●●●●番 外1筆、畑、計962㎡。

譲渡人：海津町、●●●●。譲受人、転用目的、農地区分などは、受付番号44番と同じです。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号39番及び関連があります事業計画変更の47番を、22番 伊藤委員お願いします。

◎22番 伊藤委員

受付番号39番及び47番の案件については、個人住宅として宅地造成されて、そのなりになっているところです。

譲渡人は、平成4年に住宅用地として5条許可を得て、造成を行っていましたが、計画を断念されました。承継人は、アパート住まいが手狭になったことから住宅建設を計画され、協議が整ったことから申請されるもので、何ら問題ないと判断しました。

◎議 長

続きまして、受付番号40番から42番を、11番 寺倉委員お願いします。

◎11番 寺倉委員

受付番号40番及び41番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。

次に、42番の案件については、申請の目的は、2軒の分譲住宅です。

譲受人は、建築業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。以上です。

◎議 長

続きまして、受付番号43番及び44番を、24番 堀田委員お願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号43番の案件については、申請の目的は、建設業の資材置場です。

譲受人は、近隣で建築業を営み、業務拡大に伴い建築資材置場として協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。

次に、44番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号45番を、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号45番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号46番を、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号46番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

よろしいですか。それでは、質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致しま

す。議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第14号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議 長

はい、挙手多数ですので、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第14号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

続きまして、日程第8 議案第15号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題と致します。農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課職員 入室】

◎議 長

それでは、事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

9ページ及び別添1の資料をご覧ください。

議案第15号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別添1「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について意見を求める。

令和7年4月4日提出、海津市農業委員会長 神田春夫。

市長部局農林振興課より、海津市農用地利用集積等促進計画（案）を作成するにあたり、農業委員会の意見を聞かれるものです。別添1のとおり、70筆、135,980.23㎡の新規・更新と、9筆、22,990㎡の転貸先の移転となります。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。基本的には更新ですね。どちらかというと。それぞれ地権者と契約された案件がでておりますのでよろしくお願いします。

◎7番 中村委員

中立委員、非農家ですので、皆さんが解っていることを私がわかってなくて質問しているかもしれませんが、表左上にある1. 短期間で転貸が見込まれる・・・の短期間とはどのくらいの期

間を指しているのか。

何故かという、**表**の右の方に令和7年5月1日からスタートで、終わるのが令和12年12月と記載されていて、5年間が短期間かという意味でお伺いしたのですが。

◎議 長

農林振興課 伊藤課長補佐。

◎農林振興課 伊藤課長補佐

ご質問の短期間というのは、右にも記載されていますが、短期で転貸が見込まれる、すぐ貸付される相手が決まっているということで、思っていたらと。

◎7番 中村委員

これは4月1日以降での契約ですか、それとも3月31日までの契約なのですか。

3月31日までの契約が整っていれば相対契約で、相手との話で期間も設定できるはずで、4月1日以降だと、中間管理機構が関わってくるから、そのところは原則10年とかいうことになっていると思うのですが、その辺はどう整理されているのですか。

◎議 長

農林振興課 伊藤課長補佐。

◎農林振興課 伊藤課長補佐

この農用地利用促進計画というのは、地権者の方が農地中間管理機構に土地を一旦預けます。それから農地中間管理機構から、また転貸して耕作者に行くということですので、相手が決まっているということでの短期間と捉えていただいてよろしいかと思います。

◎7番 中村委員

ちょっと私の解釈違うのですけどいいです。はい。そういうことなのですね。はい。

二つ目はですね、前の総会でも疑問があったりして私もちょっとお伺いしたのですが、賃貸料、賃料がそれぞれのケースで、安いのが1万円高いのが2万円というふうぐらいの差があるのですが、これは中間管理機構が関わっているにも拘わらず、こういう差が出てくるっていうことですか。

◎議 長

農林振興課 伊藤課長補佐。

◎農林振興課 伊藤課長補佐

はい、賃料というのは、出し手と受ける方である程度揉んでもらうっていう部分もあるかと思いますが、耕作条件の悪いところについては、2万円からどんどん下がっていくと考えていただいて、問題ないと思います。また、耕作条件が比較的良いところ、集団化された土地の一角とか、その他パイプライン整備がされている、又は、ひと枠として大きくまとまっているというところは、2万円という数字がでてきます。以上です。

◎7番 中村委員

私に関わっている立野地区というところで、地権者とそれから営農法人とこの賃借料に関しての2回の話し合いをしています。それは去年の9月に、営農者の方から、営農協議会それとJAと、一括1万5000円にしますと、それに承認してください。というお触書があって、いやいやそれに署名印鑑押して、1万5000円ということが流れ始めたのですけども、地権者が、それはおかしいじゃないかということで、2回の話し合いをする中で、いろいろ妥協案が出てきました。

なぜ、私はその金額を聞いたかっていうと、その1万5000円に関しては、海津の営農協議会、これ任意団体なのですが、そこで1万5000円というものを決めたということも、そのときにJAが中間管理機構の委託業務やっていますので、その方から聞いています。

その決め方がいいのかどうかということも含めて、農林振興課の方に、この賃料はどこで決まったのかということをお伺いした次第です。だから、地権者が相対で営農法人なり営農者にかなり対等な形で、今、この賃賃料っていうのは決められていないのが実態じゃないか。私が担当した立野地区では、それは非常に強い地権者の希望もあって、2回の話し合いをして、やっと地ならしができて、多分4月1日以前の段階で、契約が整ったと捉えていますけど。

この中に協議会、あるいは、この協議会の役員なりいらっしゃると思うのですが、今の話に関してコメントございますか。

◎議 長

どなたか。どなたか手挙げてください。はい、16番 後藤委員。

◎16番 後藤委員

昨年度決めました1万5000円は、あくまで営農協議会の決定ではなくて、目安です。各営農組合にも考え方がいろいろありますので、はっきりと言えませんが、個々の考えがありますので、その方向に向かっております。

一番今問題なところは、当時は米価が下落していましたが、昨年度から米価が高騰していることを念頭に入れて検討中でもあります。

◎議 長

はい。私もまんざら知らんわけでもございません。それぞれの組織、その地域地域で、検討されてみえます。前にもありましたように、その地域の営農組織自身の財政状況、オペレーターとかそういう人的なもの、地域に貢献してみえる地域絡みの組合員さん、実態がそれぞれですので、その地域と、それから当然最終的には、地権者の土地がどんな状況だということから検討されておると、私はそう感じております。

◎7番 中村委員

そういう方向で多分話が進んでいたと思いますが、私の担当する立野地区では、営農法人と地権者と、先ほど言いましたように2回の話し合いをしていただいて、持っている情報と考え方のミスマッチがないようにしたのですが、ぜひこれから協議会でこういう地代のこともこれから話になると思うのですが、地権者の意見も組み入れる形で、ぜひやっていただきたいと思います。

◎議 長

はい。その他の方ございますか。よろしいですね。はい。ご質問ないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第15号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第15号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

【農林振興課職員 退室】

◎議 長

続きまして、日程第9 議案第16号 令和7年度 最適化活動の目標の設定等について、を議題と致します。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

10ページ及び別添2をご覧ください。

議案第16号 令和7年度 最適化活動の目標の設定等について

農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、別添2「令和7年度 最適化活動の目標の設定等（案）」のとおり、目標を設定することについて、審議を求める。

令和7年4月4日提出 海津市農業委員長 神田春夫。

農業委員会等に関する法律第6条第2項に、農業委員会の活動として最適化活動が明記されており、議案のとおり、国からの通知に基づき、令和7年度の目標を設定するものです。目標設定した後は、市ホームページでの公表と併せ、県知事へ報告することとなります。別添2をご覧ください。

令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）を説明させていただきます。

1ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」です。「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載しています。

次に、その下の「2 農家・農地等の概要」につきましては、農林水産省が公表している「農林業センサス」および「耕地及び作付面積統計」等各種統計の情報を記入させていただいております。

2ページをお願いします。「Ⅱ 最適化活動の目標」の(1)農地の集積についてです。

①現状については、管内の農地面積3,640haに対し、令和6年度末の集積面積は2,768.98haで、集積率は76.07%となっております。課題として、中山間地域において、農業従事者の高齢化、後継者不足により、担い手に集積されず遊休化する現象が見られる。また、今後の集積方針について、農地中間管理機構との調整も必要であるとなりました。

②の目標としましては、岐阜県が定めた基本方針により令和12年度の集積率80%を目指し、海津市は農地の集積率が高水準であることから、毎年1ha程度の集積を行い、年度末の集積率を76.10%と設定しました。

次に(2)遊休農地の解消について でございます。

①現状として、遊休農地は市内全体で約10ha あります。その内、草刈りを行うことで、直ちに耕作が可能となる緑区分の遊休農地は約2ha、雑木が生えて草刈りでは直ちに耕作することができない黄区分の遊休農地は8ha ありました。

その下、②の目標としては、アの既存の遊休農地の解消としまして、緑区分の遊休農地の解消については2haを、5年間で解消を目指し、これを5年間で割った0.4ha の解消目標となっております。

次にbの黄区分の遊休農地については、8haを目標に、イの新規発生した緑区分遊休農地は、前年度に発生した面積が1.16ha ありました。

それでは次の3ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進 でございます。現状として、令和4年度から令和6年度までの新規で認定農業者や認定新規就農者になられた方の実績と課題が記載されております。課題としては、新規就農にあたり技術の習得・所得の確保、農地や設備の整備を課題とさせていただきました。

次に②目標ですが、設定する前に令和4年度から令和6年度の過去3年間の農地法第3条許可や農業経営基盤強化促進法に基づき公告された集積計画による権利移動面積の合計を記載しております。過去3年の権利移動面積の平均の1割にあたる0.88ha を目標として設定いたしました。

次に2. 最適化活動の活動目標のうち、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。農業委員の皆様行う農地利用の最適化活動として、岐阜県の目標と同様の10日を設定させていただき

ました。前年度と同じ目標値です。活動時間にかかわらず、最適化活動を行った場合は、1日と計上し、事務局が依頼した農地パトロールだけでなく、普段の生活の中で地元の農家の方から自分の田を貸したいと頼まれた場合や、自分の畑に農作業に行くだけでも、付近の農地に異常がないことを確認できるため、1日と計上してよいとされております。

(2)活動強化月間の設定目標 及び (3)新規参入相談会への参加目標については昨年同様の目標設定としております。以上です。

◎議 長

ちょっとよろしいかな。今までと何か変わっているところがあったら、10日とか言われたのがそのままだし、何か特に変わりましたか。

◎事務局 (後藤事務局長)

令和6年度の設定から、変わった部分だけをピックアップしてご説明したいと思います。

1ページにつきましては、農業委員の定数35名ですが昨年の7月に1人亡くなられましたので実数34としております。2の農家農地等の概要につきましては、一番右の表の認定農業者とか、基本構想水準達成者の数字が現状に合わせ変わっております。

それから、その下の表では、耕地面積が、田んぼは変わっておりませんが、畑の数字が少し減り、合計も変わっております。1ページはそこが変わっております。

次の2ページですが、まず一番上の農地の最適化活動の成果目標の中の(1)農地の集積の中の①現状および課題のところは面積が変わっておりまして、集積率も6年度末で76.07%、前年度は確か74%だったと思いますけれども少し集積率が上がっております。その下の②目標につきましても、表の中に六つ数字が入っておりますけれども、集積面積、集積率が変わっております。あと、2ページの一番下、イの新規発生遊休農地の解消が1.16ヘクタールとなっております。

次に3ページの(3)新規参入促進につきましては、①現状および課題で、令和6年度新規参入者について、その経営体数と面積がについて令和6年度の数字に変わっています。その下の②目標につきましても令和6年度の数字に、それに基づく1割相当として公表する農地の面積を0.88と変わっております。

その下、2の最適活動の活動目標につきましては、最適化活動を行う委員の数が34に変わっております。以上です。

◎議 長

それでは説明が終わりました。質疑、質疑がございましたら承ります。

【挙手する者なし】

◎議 長

よろしいですか。はい。それではご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。
議案第16号 令和7年度 最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり設定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第16号 令和7年度 最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり設定することとします。

本日予定の議題は全て終了いたしました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時52分）

議事録署名者

9 番

12 番

議 長